

妊婦のための支援給付事業 について



長和町イメージキャラクター
『なっちゃん』

妊娠届出時から、全ての妊婦や子育て家庭に寄り添い、相談に応じ、必要な支援を行う「妊婦等包括相談支援事業」と経済的支援を一体として実施する「妊婦のための支援給付」を実施します。

1 妊婦等包括相談支援事業

全ての妊婦さん・子育て世帯に対し以下の①～③を実施します。（現在も実施しています）

- ①妊娠届出時・母子健康手帳交付時の保健師による面談後、申請。
- ②妊娠 8 カ月前後に全員にアンケートを送付。希望する方は保健師による面談。
- ③出生届出後、新生児訪問時に申請。

2 経済的支援 令和 7 年 4 月 1 日以降に妊娠した方が対象です。

出産関連用品の購入費や子育て支援サービスの利用負担の軽減を図るため、以下の①②の給付を行います。

- ① 妊婦のための支援給付 1 回目（5 万円）
- ② 妊婦のための支援給付 2 回目（5 万円×妊娠していたお子さんの人数）

※医療機関等で医師による胎児の心拍確認後に、流産や死産になった場合も対象になります。

申請方法

- ① 妊婦のための支援給付 1 回目（5 万円）（対象：妊娠された方）

保健センターにて、妊娠届出時に保健師と面談します。その際、申請書に記入していただきます。

- ② 妊婦のための支援給付 2 回目（5 万円×妊娠していたお子さんの人数）

（対象：出産した方のうち、保健師と面談をした方）

新生児訪問時に申請書に記入していただきます。

お問い合わせ

長和町保健福祉課 健康づくり係

TEL：68-3494